

白井早朝野球連盟 規約

第1章 名称

第1条 本連盟は、白井早朝野球連盟と称する。

第2章 目的

第2条 本連盟は、アマチュアスポーツとして正しい野球の普及啓発に努め、野球を通じて健全な心身を培い、加盟チーム相互の親睦を深めることを目的とする。

第3章 事務所

第3条 本連盟は事務所を会長宅内に置く。

第4章 事業

第4条 本連盟は目的を達成するため、次の事業を行う。

1. リーグ戦
2. その他本連盟の目的達成に必要な事業

第5章 組織

第5条 本連盟は加盟チームによって組織する。

第6条 新たに加盟を希望するチームは、チーム概要等を明示して、その旨を、会長に申し出るものとし、連盟は、総会にて諾否を決定するものとする。

第7条 加盟チームが次の各号に該当した場合、連盟を脱退するものとする。

1. 当該チームが脱退の意志を表明したとき
2. 当該チームが解散したとき
3. 総会において当該チームの除名決議がなされたとき

第6章 役員

第8条 本連盟に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 運営委員長 1名
4. 運営副委員長 1名
5. 会計 1名
6. 監事 1名
7. 幹事 2名

- 8. 評議員加盟チーム代表者各2名(幹事を除く)
- 9. その他総会が必要と認めた役員若干名

第9条 会長は総会で選任し、本連盟を代表する。

第10条 副会長は総会で選任し、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

第11条 運営委員長は総会で選任し、日常的な連盟運営業務を担う。

第12条 運営副委員長は総会で選任し、運営委員長を補佐し、運営委員長事故ある時はその職務を代行する。

第13条 会計は総会で選任し、連盟の会計業務を担う。

第14条 監事は総会で選任し、会計監査業務を担う。

第15条 幹事は当該年度の幹事チーム代表者を充て、総会の開催業務並びにリーグ戦日程調整業務等を担う。なお、幹事チームは別に定める輪番表による。

第16条 役員任期は1カ年とする。この期間は会計年度に準ずる。ただし、重任及び再任を妨げない

第17条 役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選任手続きによって補充し、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする

第7章 会 議

第18条 本連盟の会議は総会とする。

第19条 総会は本連盟の役員をもって構成し、その構成員の過半数の出席者があった場合に成立する。

第20条 総会は本連盟最高の意志決定機関で、会長が招集して毎年一回以上開催し、次の事項等について審議、決定する。

1. 本規約の改廃に関する件
2. 本連盟の役員に関する件
3. 本連盟の会計に関する件
4. 本連盟の事業運営に関する件
5. その他必要と認めた事項に関する件

第21条 総会は会長が議長となり、議事は出席役員過半数で決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

第8章 会計

第22条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第23条 本連盟の経費は次の収入をもってこれに充てる。

1. 連盟運営費
2. その他の収入

第24条 加盟チームは、別に定める連盟運営費を連盟に年度当初納付する。

第25条 本連盟の経費は次に掲げるものを支弁する。

1. グラウンド使用料
2. グラウンド維持費
3. 優勝カップ(リボン)
4. ~~総会費~~ 抹消
5. その他連盟が必要と認めた費用

第26条 本連盟の予算並びに決算は総会の承認を得なければならない。また、決算は会計年度後に監事の会計監査を受けた後に総会に付議する。

第27条 決算における剰余金は翌年度の収入に繰り入れる。

第9章 規約の変更

第28条 本連盟の規約は、総会の議決を得て変更することができる。

第10章 その他

第29条 本連盟は、政治活動並びに冠婚葬祭等については一切関与しない。

附則 この規約は、2026年2月1日から施行する。